

平成22年度 クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
(電気自動車導入費補助事業及び充電設備設置費補助事業)

交付規程

(通則)

第1条 クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車導入費補助事業及び充電設備設置費補助事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めたグリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車分)交付要綱第3条の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が補助金の交付を行う事業(以下「補助事業」という。)の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「グリーンエネルギー自動車」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう(輸入車を含む)。
- 二 「グリーンエネルギー自動車等」とは、グリーンエネルギー自動車及び充電設備をいう。
- 三 「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)、又は型式認定を取得している原動機付自転車(道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であつて、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。以下同じ。)をいう。ただし、検査済自動車にあつては、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、二輪自動車、事業用自動車、地方公共団体ならびに地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車、自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第二に掲げる、貨物の運送の用に供する普通自動車、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、及び大型特殊自動車(自動車抵

当法(昭和29年法律第97号)第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。以下同じ。)を除く。また、型式認定を取得している原動機付自転車については第二種原動機付自転車を除く。

四 「プラグインハイブリッド自動車」とはエネルギー回生機能を有する4輪以上の検査済自動車であって外部からの充電が可能なものをいう。ただし、事業用自動車、地方公共団体ならびに地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車、自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第二に掲げる、貨物の運送の用に供する普通自動車、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車、及び大型特殊自動車(自動車抵当法(昭和29年法律第97号)第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。以下同じ。)を除く。

五 「充電設備」とは、一般用電気工作物(電気事業法第38条第1項に適合する充電設備)のうち、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備(充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたスタンド式又はポール式の設備に限り、機器本体以外の部分を除く)であって、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10kW以上のもの(以下、「急速充電設備」という。)又は交流電源装置のみを有し電池の充電を制御する機能を持たないもの(以下、「普通充電設備」という。)をいう。

六 「事業用自動車」とは道路運送法第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法第2条に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法第2条に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車(自動車リース事業者が貸渡しを行う場合を含む)をいう。

(交付の対象者、補助対象経費及び補助率)

第4条 センターは、民間団体等(地方公共団体、その他の法人(独立行政法人を除く)、個人事業者及び個人)が行う電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の導入及び充電設備の設置に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、電気自動車導入費及び充電設備設置費の消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

2 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付額)

第5条 前条第1項に掲げる電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の導入及び充電設備設置に要する経費に係る補助金交付上限額は別表2のとおりとし、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、充電設備の銘柄ごとの補助金交付上限

額は別に定める。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別にセンターが指定する日までに電気自動車、プラグインハイブリッド自動車導入については様式第1-1、充電設備設置については様式第1-2による補助金交付申請書をセンターに提出しなければならない。

2 申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

- 一 別表3の申請要件を満たしていること。
- 二 申請は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、充電設備の1台ごとに行われていること。
- 三 別表4に定める書類が添付されていること。
- 四 補助金の交付を申請する事業及びその支払いが、当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度末のセンターが別に定める日までに完了する見込みであること。
- 五 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請をすること。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 六 国の他の補助金と重複して申請していないこと。
- 七 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む。)がある場合、別に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 八 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、充電設備をクレジット契約等により導入しようとする申請にあつては、当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度のセンターが別に定める日までに所有権が申請者本人に変更されること。
- 九 補助対象経費の支払が手形によるものではないこと。

(交付の決定等)

第7条 センターは、前条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知

書により申請者に通知するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 センターは、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 センターは、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項第五号により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 センターは、前条第2項第五号のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 5 センターは、前条第2項第七号ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、別に定める方法により計算される利益等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に様式第3による補助金交付申請取下書をセンターに提出しなければならない。

(契約等)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、補助事業について次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書をセンターに提出し、様式第5による計画変更承認通知書により承認を受けなければならない。

- 一 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - 二 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - 三 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変

更し、又は条件を付すことができる。

(遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による遅延等報告書をセンターに提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第12条 補助事業者は、センターが必要と認めて要求したときは、様式第7による実施状況報告書をセンターが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(当該補助事業に係る補助事業者の補助対象経費全額の支払い完了または補助対象車両の登録及び充電設備の設置完了いずれか遅い日をもって補助事業の完了とし、第10条第1項第三号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度のセンターが別に定める日のいずれか早い日までに、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車導入については様式第8-1、充電設備設置については様式第8-2による実績報告書をセンターに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業がセンターの会計年度内に完了しなかった場合は、翌会計年度の4月10日までに様式第9による年度末実績報告書をセンターに提出しなければならない。
- 4 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。
- 5 第1項の実績報告に必要な添付書類は別表5に定める。

(補助金の額の確定等)

第14条 センターは、前条第1項の実績報告書の提出があつた場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容(第10条第1項の規定に基づく承認をしたときには、その承

認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10による補助金の額の確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 センターは、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に期限を付してその額を超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 充電設備設置に係る補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書をすみやかにセンターに提出しなければならない。

- 2 センターは、前項の報告書の提出を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第3項の規定は前項の返還の規定について準用する。

(補助金の支払)

第16条 センターは、第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、経済産業省から当該事業に係る補助金の交付を受けたときは、遅延なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

- 2 センターは、前項の規定により補助事業者へ補助金の支払いをするときは、補助事業者の提出した実績報告書に記載された補助金の支払先に補助金額を振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 センターは、第10条第1項第三号の規定による計画変更等の申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合は、第7条第1項の規定による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他の不適当な行為をした場

合。

四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- 2 前項の規定は、第14条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 センターは、第1項に基づく取消しをしたときには、様式第12による補助金交付決定取消通知書により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- 4 センターは、第1項の規定による取消しをした場合において、その当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第13による補助金返還命令書により、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。
- 5 センターは、第4項の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 6 補助事業者は、第4項の補助金の返還の命令を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 7 第4項の規定に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

- 第18条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第14による取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理するとともに、本表の写しを第13条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。
 - 3 センターは、本規程に準じた電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、充電設備導入費補助事業管理規程を作成して補助事業者へ通知し、取得財産等の適正な管理を促すものとする。

(財産処分の制限等)

- 第19条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間のとおりとする。
- 3 補助事業者は前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分(補助金交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書1通をセンターに提出し、様式第16による財産処分承認通知書により承認を受けなければならない。
- 4 センターは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。
- 5 第4項の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分した上、会計帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(センターによる調査)

- 第21条 センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、補助事業者に対して所要の調査等を行うことができる。
- 2 補助事業者は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(センターによるデータ等の提供要請)

- 第22条 センターは国の施策に基づきクリーンエネルギー自動車等の普及促進を図るため、必要な範囲において補助事業者に対してクリーンエネルギー自動車等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。
- 2 補助事業者は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他必要な事項)

- 第23条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項

は、センターが別に定める。

(附 則)

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

(附 則)

1. この交付規程は、平成20年4月1日から施行する。
2. 改正前のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車導入費補助事業及び自家用充電設備設置費補助事業)交付規程に基づき交付決定された補助対象に係る同規程第19条の適用については、なお従前の例による。

(附 則)

1. この交付規程は、平成21年4月1日から施行する。
2. 改正前のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車導入費補助事業及び自家用充電設備設置費補助事業)交付規程の規定により交付した補助金に関わる手続きは、なお従前の例による。

(附 則)

1. この交付規程は、平成21年12月25日から施行する。
2. 改正前のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車導入費補助事業及び自家用充電設備設置費補助事業)交付規程の規定により交付した補助金に関わる手続きは、なお従前の例による。

(附 則)

1. この交付規程は、平成22年4月1日から施行する。
2. 改正前のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車導入費補助事業及び自家用充電設備設置費補助事業)交付規程の規定により交付した補助金に関わる手続きは、なお従前の例による。

(別表1)

補助対象経費の内訳及び補助率

補助対象経費	補助率
<p>1. 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車導入費</p> <p>①電気自動車、プラグインハイブリッド自動車として設計・製造されたもの(初度登録前のものに限る。) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車(充電器が別置型の場合は充電器価格を車両本体価格に含める。)と同種の一般の自動車との差額</p> <p>②既存自動車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に改造したもの(初度登録前のものに限る。) 以下に掲げる経費であって、算定根拠が明確であるもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・部品費 バッテリー・関連機器、充電器が別置型の場合は充電器及びその他 改造に必要な部品等・工事費 車体(シャシー)改造、エンジン改造、モーターの搭載、バッテリー・関連機器の取り付け、その他改造に必要な工事費・設計費 設計に係る試作及び設計図書の作成に要する費用、その他の設計に必要な経費(複数台の改造に設計図書を共有できる場合は、これを考慮して1台当たりの設計費を算定したもの)・検査費 必要な性能試験及び所定の検査費・諸費用 改造に必要不可欠な手続等に要する費用	<p>1/2以内 (原動機付自転車にあつては、1/4以内)</p>
<p>2. 充電設備設置費(新設に限る。) 充電設備本体(ただし付属部品は除く)</p>	<p>1/2以内</p>

(別表2) 補助金の交付上限額

1. 電気自動車導入費

(1) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の価格とベース車(電気自動車として設計・製造されたものは同種の一般の自動車、既存の自動車を改造して製造したものは既存自動車をいう。)の価格との差を基に車両区分ごとに設定した基準額の1/2以内(原動機付自転車にあつては、1/4以内)又はベース車の価格のいずれか低い方を補助金交付上限額とする。

2. 充電設備設置費

(1) 充電設備本体価格を基にカテゴリー区分毎に設定した基準額の1/2以内または本体価格の1/2以内のいずれか低い方を補助金交付上限額とする。ただし、寒冷地仕様、高温地仕様、耐塩仕様の充電設備については本体価格をもって基準額とする。

(別表3) 補助金の申請要件

申請者の区分	補助対象経費	申請要件
1. 地方公共団体、その他の法人及び個人事業者 (注)独立行政法人を除く。	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車導入費	次の要件の①から⑤をすべて満たすこと。 ①初度登録前の車両であること。 ②自家用であること ③業務の用に供されること。 ④走行データ記録機材の搭載及び記録されたデータのセンターへの提供を了承すること。 ⑤交付決定日の2ヶ月後の月末までに登録を完了すること。 ただし、申請者がリース会社の場合は上記に併せ⑥を満たすこと ⑥月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり反映されること。
	充電設備設置費	次の要件をすべて満たすこと。 ①新規導入設備であること ②リース会社にあつては、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり反映されること。 ③急速充電設備については、求められた場合利用状況に関するデータを提供(利用頻度、使用電力量(kWh)等)する旨了承すること。 ④交付決定日の2ヶ月後の月末までに設置を完

		<p>了すること。</p> <p>また、急速充電設備については上記に併せて次の要件を満たすことが望ましい。</p> <p>⑤1日10台程度、1回当たり5kWh程度で、月間1,500kWh程度の使用量があること。</p>
2. 個人	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車導入費	<p>次の要件を満たすこと。</p> <p>①初度登録前の車両であること。</p> <p>②走行データ記録機材の搭載及び記録されたデータのセンターへの提供を了承すること。</p> <p>③交付決定日の2ヶ月後の月末までに登録を完了すること。</p>
	充電設備設置費	<p>次の要件を満たすこと。</p> <p>①新規導入設備であること</p> <p>②交付決定日の2ヶ月後の月末までに設置を完了すること。</p> <p>③急速充電設備については、求められた場合利用状況に関するデータを提供(利用頻度、使用電力量(kWh)等)する旨了承すること。</p> <p>また、急速充電設備については上記に併せて次の要件を満たすことが望ましい。</p> <p>④1日10台程度、1回当たり5kWh程度で、月間1,500kWh程度の使用量があること。</p>

(別表4) 申請に必要な添付書類

1. 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車導入費の補助金交付申請をする場合の添付書類

(1) 申請者が法人及び個人事業者の場合

・地方公共団体の場合

- ①車両購入の見積書又は注文書、契約書等の写し
- ②その他センターが定めるもの

・その他の法人の場合

- ①登記簿謄本、現在事項全部証明書等(発行から3カ月以内のもの、写し)
- ②車両購入の見積書又は注文書、契約書等の写し
- ③車両を貸与する目的で取得するものについては、道路運送法第80条第2項に定める許可証の写し

- ④その他センターが定めるもの
- ・個人事業者の場合
 - ①車両購入の見積書又は注文書、契約書等の写し
 - ②車両を貸与する目的で取得するものについては、道路運送法第80条第2項に定める許可証の写し
 - ③直近の確定申告書 B 又は開設証明の写し
 - ④その他センターが定めるもの
- (2)申請者が個人の場合
 - ①車両購入の見積書又は注文書、契約書等の写し
 - ②その他センターが定めるもの
- 2. 充電設備設置費の補助金交付申請をする場合の添付書類
- (1)申請者が法人の場合
 - ・地方公共団体の場合
 - ①充電設備購入の見積書又は注文書、契約書等の写し
 - ②その他センターが定めるもの
 - ・その他の法人の場合
 - ①登記簿謄本、現在事項全部証明書等(発行から3カ月以内のもの、写し)
 - ②充電設備購入の見積書又は注文書、契約書等の写し
 - ③充電設備を貸与する目的で取得するものについては、リース事業を業とすることを証する書類の写し(上記①で代替することも可)
 - ④その他センターが定めるもの
- (2)申請者が個人事業者及び個人の場合
 - ①充電設備購入の見積書又は注文書、契約書等の写し
 - ②その他センターが定めるもの

(別表5)実績報告に必要な添付書類

1. 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車導入費の実績報告に必要な添付書類

(1)申請者が法人及び個人事業者の場合

- ①自動車検査証の写し又は標識交付証明書の写し
標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控の写し又は標識届出証明の写し等
- ②当該車両販売会社との契約書の写し、注文書の写し又は請求書の写し等
- ③車両代金支払証憑の写し(注)
- ④リース会社にあつては自動車賃貸借契約書の写し
- ⑤取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式第14)の写し

⑥その他センターが定めるもの

(2) 申請者が個人の場合

①自動車検査証の写し又は標識交付証明書の写し

標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控の写し又は
標識届出証明の写し等

②当該車両販売会社との契約書の写し、注文書の写し又は請求書の写し等

③車両代金支払証憑の写し(注)

④取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式第14)の写し

⑤その他センターが定めるもの

2. 充電設備設置費の実績報告に必要な添付書類

(1) 申請者が法人及び個人事業者の場合

①当該充電設備販売会社との契約書の写し、注文書の写し又は請求書の写し等

②充電設備代金支払証憑の写し(注)

③リース会社にあっては充電設備賃貸借契約書の写し

④取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式第14)の写し

⑤その他センターが定めるもの

(2) 申請者が個人の場合

①当該充電設備販売会社との契約書の写し、注文書の写し又は請求書の写し等

②充電設備代金支払証憑の写し(注)

③取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式第14)の写し

④その他センターが定めるもの

(注) 支払証憑の写しは、申請者宛ての領収証(購入者が受け取ったものの写し)、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等の写し)等とする。

支払証憑の写しには次のものを含む。

- ・代金を補助対象経費以外のものと分けせず支払った場合は、支払証憑とは別に内訳明細表。
- ・下取車を車両代金の一部に充当した場合は、査定士による「適正下取価格」が銘記された車両販売会社発行の「下取車在庫証明書」(様式は別に定める。)
- ・申請者が車両代金の支払いのため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛ての領収証に申請者名が明記され、当該申請車両代金の支払いが確認できるもの。

- コンピューターによる振込みの場合には、領収証又は銀行発行の「振込み受託書」(写し、振込完了が記載されているもの)。

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
(電気自動車導入費補助事業及び充電設備設置費補助事業)
業務実施細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が行うクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付する業務は、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(電気自動車導入費補助事業及び充電設備設置費補助事業) 交付規程（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、交付規程第22条によりセンターが定めるこの業務実施細則による。

(用語)

第2条 この業務実施細則（以下「実施細則」という。）で使用する用語は、センターの特に定めのない限り交付規程の例による。

(補助金の交付上限額)

第3条 交付規程第5条に規定する電気自動車及び充電設備の銘柄ごとの補助金交付上限額は、別表細1に定める。

2 銘柄ごとの補助金交付額は、別表細2の差額算定のための審査基準に基づき算定された差額に基づき区分ごとに設定した基準額により算出する。ただし、本体価格から値引きがあった場合は、別表細3に定める方法により補助金交付額を決定する。

(補助金の交付申請)

第4条 交付規程第6条第2項第三号に規定する交付申請書に添付するものを定めた別表4にあるその他センターが定めるものについては、別表細4に定める。

(利益等排除の方法)

第5条 交付規程第6条第2項第七号に規定する利益等排除の方法は別表細5に定める。

(申請書の受理)

第6条 センターは、補助金交付申請書受領時に必要書類が整っている場合、電気自動車導入費補助に関わる申請については様式細2による交付申請書受理通知書により申請者に通知する。申請者は本通知書発行日以降であれば補助対象申請車両の登録（届出）を行うことができる。ただし、この通知書は交付決定を意味するものでなく、交付申請のための書類を受領したことを通知するものである。

(公募期間の短縮及び先着順の設定)

第7条 センターは、交付規程第7条第1項の審査をするにあたり、申請が多い場合には、公募

期間を短縮し、先着順で実施する。公募期間の短縮及び先着順位の設定方法については次のとおりとする。

- (1) 公募途中において補助金申請額の累計が予算額を超えると予想される場合は、補助金予算残額が軽自動車400台相当に到達した時点でホームページに打ち切り予告する。但し、公募残日数を考慮し予告の是非判断はセンターにて行う。
- (2) 公募期間内に補助金申請額が予算額を超えた場合は、消印により先着順位を設定し、予算額を超えた時点で終了とする。同日分については、公正なる第三者の立会いのもと、電気自動車及び充電設備をすべて一括で抽選により先着順位を設定し、その順位での残額で交付が可能な案件について交付する。

(計画変更等承認申請書等)

第8条 交付規程第10条第1項に規定する内容の変更は次に掲げるものとする。

- (1) 当該電気自動車を導入又は充電設備を設置する事業所
 - (2) 補助金交付申請額
- 2 申請者は補助金交付申請書の記載内容のうち、申請者(又は貸与先)の住所、氏名若しくは代表者氏名等の変更があったときは、速やかに様式細3による変更届出書を提出するものとする。
 - 3 センターは、交付規程第7条第2項の交付決定通知に条件を付す場合において、計画変更に伴い補助対象経費が増減した場合の交付決定額の変更については、原則として減額のみとし、増額変更は行わないものとする。

(実績報告書等)

- 第9条 交付規程第13条第5項に規定する実績報告書に添付するものを定めた別表5その他センターが定めるものについては、別表細6に定める。
- 2 交付規程第13条第3項に規定する年度末実績報告書には、当該電気自動車又は充電設備設置に係る支払済代金分の支払証憑の写しを添付するものとする。

(電気自動車導入費補助事業及び充電設備設置費補助事業管理規程の策定)

第10条 センターは、交付規程第18条第3項に規定する電気自動車導入費補助事業及び充電設備設置費補助事業管理規程を別表細7に定める。

(取得財産の管理等)

- 第11条 センターは、交付規程第19条第3項に規定する様式第15による財産処分申請書の提出があった場合、以下の事由による場合は補助金の返納を求めない。
- (1) 天災等により補助対象車両が走行不能となり抹消処分した場合または補助対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合
 - (2) 過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合

(3) 道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第

67号）第56条第4項の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けた自動車など別に定める特殊な自動車であり、その有効期間を経過し、公道走行が不可能となった場合。

(4) その他、センターが別に定める場合

2 補助事業者は様式第16による財産処分承認通知書によりセンターから承認を受け、補助金返納を求められたとき、補助金の返納額は、減価償却資産における償却方法の考え方に基づき、補助金交付額等を勘案して算出された額とする。

(交付の決定等)

第12条 センターは、交付規程第7条第1項の審査をするにあたり、国が認めた計画又はこれに準じたものに基づき、電気自動車等の普及を促進する地方公共団体に対して、車両導入及び充電設備設置が円滑に実施できるよう十分に配慮するものとする。

(年度末の各種締切日等)

第13条 センターは交付規程第6条第1項、第2項第四号、第八号及び第13条第1項に規定するセンターの定める日については、以下の基準を勘案し別表細8に定める。

(1) 交付規程第6条第1項の申請書提出最終締切日は、委員会開催日及び申請書受理、実績報告等各処理に必要な日数につき取り扱い件数等を勘案した上でセンターにて決定する。

(2) 交付規程第6条第2項第四号及び第八号の補助事業最終締切日は(3)に定める締切日の稼働日2日以上を開けた稼働日とする。

(3) 交付規程第13条第1項の実績報告書提出の最終締切日は、会計年度内の補助金支払い完了に必要な日数を勘案し原則3月8日とし、当該日が祝日、日曜日、土曜日の場合は直前の稼働日を締切日とする。

(急速充電設備の補助台数)

第14条 交付規程第4条第1項にいう予算の範囲内において、急速充電設備については400台相当分をもって上限とする。

(附則)

1. この実施細則の制定は、車両導入審査委員会が議決して行う。
2. この実施細則は、交付規程の適用日（平成22年4月1日）から適用する。
3. 第11条第2項の適用については、平成20年度交付決定された補助金から適用する。

「補助対象車両及び補助対象充電設備の補助金交付上限額」

【電気自動車】

メーカー名・車名		型式	基準額 (千円)	補助金交付上限額 (千円)	(参考) 本体価格 (円)
普通車	プリウス (プラグインハイブリッド)	DLA-ZVW35-BHXEB	2,640	1,320	5,000,000
	テスラ テスラロードスター	「不明」	6,480	3,240	13,406,400
	リーフ X	ZAA-ZE0	1,560	780	3,585,000
	リーフ G				3,867,000
	リーフ ドライビングヘルパー G				3,935,000
	リーフ ドライビングヘルパー X				4,217,000
	リーフ アンシャンテ 助手席回転シート G				3,665,000
リーフ アンシャンテ 助手席回転シート X	3,947,000				
小型車	ミツオカ 雷駆 (ライク)	ZAA-HA3W	2,290	1,140	4,076,191
軽4	昭和飛行機 (e)VAN	LE-TV1 (改)	2,900	※830	3,500,000
	エジソンパワー エコロンE	DBA-HA24S (改)	1,740	※680	2,980,000
	三菱 i-MiEV	ZAA-HA3W	2,290	1,140	3,790,477
	富士重 スバル プラグイン ステラ	ABA-RN1 (改)	3,230	※1,380	4,500,000
	オートレックス e-zone Li セダン	ZAA-KLPA10	1,820	※720	2,149,524
	オートレックス e-zone Li バン	「不明」	1,810	※660	2,364,762
	みちのくトレード シャープシューター	「不明」	1,740	870	2,488,000
原付4輪	ゼロスポーツ ゼロEVエレキードRS	EC 0	290	70	1,980,000
	トヨタ車体 エブリデーコムス デリバリー	AK10E-PD			825,000
	トヨタ車体 エブリデーコムス ベーシック	AK10E-PC			755,000
	トヨタ車体 エブリデーコムス オープン	AK11E-PS			735,000
	トヨタ車体 エブリデーコムスロング ベーシック	AK15E-PC			855,000
トヨタ車体 エブリデーコムスロング パイプデッキ	AK15E-PT	885,000			
原付2	ヤマハ EC-03	ZAD-SY06J	100	20	240,000
	ホンダ EV-neo	ZAD-AF71			433,000

【充電設備】

メーカー名		型式	カテゴリー	基準額 (千円)	補助金交付上限額 (千円)	(参考) 本体価格 (円)
急速充電設備	高岳製作所	HFR1-50B4	50kW以上	3,000	★1,400	2,800,000
		HFR1-50B3			1,500	3,500,000
		HFR1-40B3	40以上50kW未満	2,500	1,250	3,250,000
		HFR1-40B4				2,600,000
		HFR1-30B3	30以上40kW未満	2,000	1,000	3,000,000
		HFR1-30B4				2,400,000
		HFR1-20B4S	10以上30kW未満	1,500	750	2,200,000
		HFR1-20B4T				2,200,000
		HFR1-10B4S				2,000,000
	HFR1-10B4T	2,000,000				
	ハセテック	HQC31-125-02AA	50kW以上	3,000	1,500	3,000,000
		HQC31-125-01AAD			★1350	2,700,000
		HQC31-125-03AB			★1350	2,700,000
		HQC31-100-03AA	40以上50kW未満	2,500	1,250	2,500,000
		BC03-2P2W	10以上30kW未満	1,500	750	1,800,000
	テンパール工業	EV-50	50kW以上	3,000	1,500	3,500,000
	高砂製作所	TQVC500M2				3,500,000
		TQVC500M3				★1000
キューキ	TQVC200M1	10以上30kW未満	1,500	750	2,000,000	
	KRCSS-50W	50kW以上	3,000	1,500	6,200,000	
	KRCSS-50				4,400,000	
	KRCSS-30	30以上40kW未満	2,000	1,000	3,400,000	
KRCSS-30	3,000,000					
アルバック	EVQC-5250S	50kW以上	3,000	1,500	3,500,000	
	EVQC-5250				3,000,000	
	EVQC-5225S	10以上30kW未満	1,500	750	3,200,000	
	EVQC-5225				2,700,000	

メーカー名	型式	カテゴリー	基準額 (千円)	補助金交 付上限額 (千円)	(参考) 本体価格 (円)			
急速充電設備	日産自動車	NSQC-44-B-1	高温地	1,650	820	1,650,000		
		NSQC-44-C-1	寒冷地	1,470	730	1,470,000		
		NSQC-44-A-1	40以上50kW未満	2,500	★700	1,400,000		
	富士電機システムズ	FRCH50B-2-01	50kW以上	3,000	★1000	2,000,000		
		FRCN44-2-01	40以上50kW未満	2,500	★950	1,900,000		
		FRCN44-2-02			★1,000	2,000,000		
		FRCN44-2-03			★1,100	2,200,000		
	ニチコン	NQC-A301	30以上40kW未満	2,000	1,000	3,000,000		
		NQC-A301S				3,400,000		
	GSユアサ	EVC-50KA	50kW以上	3,000	1,500	3,200,000		
		EVC-50KD				3,600,000		
		EVC-30KA	30以上40kW未満	2,000	1,000	2,600,000		
		EVC-30KD				3,000,000		
		EVC-20KA	10以上30kW未満	1,500	750	2,200,000		
		EVC-20KD				2,500,000		
	日新電機	NHQC31-125-03AB	50kW以上	3,000	★1350	2,700,000		
		NHQC31-100-03AA	40以上50kW未満	2,500	1,250	2,500,000		
		NBC03-2P2W	10以上30kW未満	1,500	750	1,800,000		
	菊水電子工業	Mill1a-E50	50kW以上	3,000	1,500	3,200,000		
	㈱三社電機製作所	KTA2F6-500-125C				3,600,000		
普通充電設備	アルバック	EVNC-TYPE A	普通充電	400	200	1,000,000		
	内外電機	EVCS-210-K			★150	300,000		
		EVCS-C1-1JS-K			★160	320,000		
		EVCS-C2-1JS-K			200	470000		
		EVCS-C2-1JS-K			200	470000		
	豊田自動織機	EVC-J-EM3			200	530,000		
		EVC-J			200	450,000		
		EVC1			高機能普通充電	800	★300	600,000
	三菱自動車カーライフプロダクツ	CLP40419-1			普通充電	400	★110	236,200
		CLP40419-2						236,200
	クリエイト・プロ	W90998-028			普通充電	400	★110	236,000
		W90998-029						236,000
	日本システムバンク	CS9-RC20			普通充電	400	200	820,000
		MCS10-RC20						920,000
三英社製作所	NJ007	普通充電	400	200	450,000			

<注1>電気自動車の基準額は、車種別に補助対象車両とベース車両との差額を基に公平性を考慮して設定。

<注2>充電設備の基準額は充電設備本体価格を基にカテゴリー区分毎に設定。

<注3>補助対象車両又は充電設備の本体価格は全国メーカー希望小売価格。(消費税は含まない)

※ 算出式に基づいた金額がベース車両の本体価格を上回ったため、申請時のベース車両本体価格が上限となる。

★ 基準額の1/2以内より充電設備の本体価格の1/2以内の方が低かったため本体価格の1/2以内が上限金額となる。

◎ 上記およびそれ以外の項目で運用上問題が生じた場合は、審査委員会の審議を経て改正を行なう。

(別表細 2)

差額算定のための審査基準

1. 電気自動車として設計・製造したもの

- ①同種の一般の自動車が適切に選定されていること。
- ②同種の一般の自動車の価格が適正であること。
- ③同種の一般の自動車との差額の根拠が、許容できる範囲内で明確に説明され適正と認められるものであること。

2. 既存自動車を電気自動車に改造したもの

- ①計上されている補助対象経費が適当であること。
- ②経費の算定根拠が許容できる範囲内で明確に説明されていること。

3. 充電設備

- ①本体価格に含まれる費用項目が適正であること

(別表細 3)

本体価格からの値引き等があった場合の補助金交付額

1. 車両本体価格に値引きがあった場合（支払証憑における不足額があった場合は、車両本体価格からの不足額を値引き額と読み替える。）は、以下の方法により補助金交付額を算出する。

- ①（車両区分ごとに電気自動車とベース車の価格差を基にした基準額 － 車両本体価格からの値引き額）× 1 / 2（原動機付自転車にあつては、1 / 4）
算定された金額は1万円未満を切り捨てた金額とする。
- ② ①により算出された金額及び別表細 1 の補助金交付上限額のうちいずれか低い方を補助金交付額とする。

2. 充電設備本体価格に値引きがあった場合（支払証憑における不足額があった場合は充電設備本体価格からの不足額を値引き額と読み替える。）は、以下の方法により補助金交付額を算出する。

- ①（基準額－値引き額） x 1 / 2
- ②（本体価格－値引き額） x 1 / 2
- ③上記①及び②で算出された金額のうちいずれか低い方を補助金交付額とする。

(別表細 4)

交付規程第 6 条第 2 項第三号に規定する別表 4 のその他センターが定めるものは次のとおりとする。

1. 電気自動車導入費の補助金交付申請をする場合

(1) 申請者が法人及び個人事業者の場合

1) 法人

- ①クリーンエネルギー自動車導入計画書（様式細 1）

②リース車両にあつては次の書類。

- ・貸与料金の算根拠明細書(様式細4)は補助金を受けた場合に補助金相当額が月々のリース料金の引き下げに反映されたもの。
- ・予定貸与先記載書(様式細5)

2) 個人事業者

①クリーンエネルギー自動車導入計画書(様式細1)

(2) 個人

①クリーンエネルギー自動車導入計画書(様式細1)

2. 充電設備設置費補助金交付申請をする場合

必要に応じてセンターが定める。

(別表細5)

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下の(1)から(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

2. 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)

をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

(別表細 6)

交付規程第 13 条第 5 項に規定する別表 5 のその他センターが定めるものは次のとおりとする。

1. 電気自動車導入費補助金交付の場合

(1) リース会社にあつては、申請時と条件が異なる場合、貸与料金の算定根拠明細書(様式細 4)、補助金を受けた場合と受けない場合とのリース料金の差額が明示されたもの。

2. 充電設備設置費補助金交付の場合

(1) リース会社にあつては、申請時と条件が異なる場合、貸与料金の算定根拠明細書(様式細 4)、補助金を受けた場合と受けない場合とのリース料金の差額が明示されたもの。

(2) 充電設備の設置完了を証する書類(様式細 9)。

(3) その他必要に応じてセンターが定めるもの。

(別表細 7)

電気自動車導入費補助事業及び充電設備設置費補助事業
管理規程

1. 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。(交付規程第 18 条第 1 項関連)

2. 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳取得財産等明細表(様式第 14)を備え、管理しなければならない。
(交付規程第 18 条第 2 項関連)

3. 補助事業者は一定期間内において、処分を制限された取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること)してはならない。(交付規程第 19 条第 3 項関連)

4. 前項の期間は補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、別に定める期間とする。(交付規程第 19 条第 2 項関連)(注)

5. 補助事業者は前項の規定により定められた期間内において処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第 15)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない

い。(交付規程第19条第3項関連)

6. センターは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときには、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。(交付規程第19条第4項関連)

7. センターは、第6項の場合には、期限を付してその収入の全部又は一部の納付を補助事業者に対して命ずることができる。

(交付規程第19条第5項関連)

8. センターは、財産処分の制限等で補助金の返納が求められた補助事業者からの新しい申請について、返納が完了したことをセンターが確認するまで受付けを拒否することができる。(交付規程第19条第5項関連)

9. 補助事業者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分した上、会計帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。補助事業者は、当該会計帳簿及びすべての証拠書類を補助事業完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。(交付規程第20条関連)

(注) 期間は法人税法の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間とする。

(別表細8)

(1) 交付規程第6条第1項に定める申請書提出最終締切日は、2月8日とする。

(2) 交付規程第6条第2項第四号及び第八号に定める補助事業最終締切日は3月3日とする。

(3) 交付規程第13条第1項に定める実績報告書提出の最終締切日は、3月8日とする。